

令和7年度箕面市介護老人福祉施設(広域型特別養護老人ホーム)事業者募集に係る質疑及び回答

令和7年11月21日現在

No.	質 問 内 容	回 答
1	特別養護老人ホーム空床の短期利用は可能ですか。(可能な場合の条件は?)	入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うことは可能です。(別途、短期入所生活介護事業者としての指定を受ける必要があります。) ただし、特別養護老人ホーム入所者が入院期間中であって、そのベッドを短期入所生活介護事業に利用する場合は、当該入所者が退院する際に円滑に再入所できるよう、短期入所生活介護事業の利用は計画的なものでなければなりません。
2	短期利用の居室を固定する必要がありますか。	空床利用の場合、居室を固定する必要はありません。 なお、指定短期入所生活介護事業の運営にあたっては、大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を遵守する必要があります。
3	介護予防短期入所生活介護の継続は必須でしょうか。	併設ショートステイからの転換による既存施設の増床を行い、増床後に空床利用の短期入所生活介護を提供する場合、現に実施している介護予防短期入所生活介護の継続提供は応募の必須要件ではありません。
4	1. ①02-01法人の概要 ①～③の比率は令和6年度の数値でよろしいですか 2. 社会福祉法人会計で資本金の科目がないので自己資本比率も記載出来ないのですが 3. 05-04収入シミュレーションについて 短期分と特養分が必要ですか。また記入例等があれば作成しやすいです。	1. ①～③の比率は、令和6年度の数値を記載してください。 2. ④の自己資本比率は、(貸借対照表における純資産÷(純資産+負債総額)×100)の計算式で算出し、数値を記入してください。 3. 事業収入シミュレーションは、特別養護老人ホーム分のみ作成してください。短期入所生活介護分は不要です。記入例を市ホームページに掲載しますので、ご参照ください。
5	ユニット型の特養の一つのユニットの入居定員ですが、大阪府の基準において「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」とありますが、箕面市の取り扱いも同様と考えて宜しいでしょうか。	箕面市として独自の基準は設けていませんが、入居定員は国通知「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」で示されている内容(下記)をふまえて設定する必要があります。 (国通知抜粋:ユニット型指定介護老人福祉施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすることを原則とする。ただし、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が15人までのユニットも認める。)
6	居室の面積ですが、大阪府の基準において「居室の床面積は、10.65㎡以上とすること」とありますが、箕面市の取り扱いも同様と考えて宜しいでしょうか。 その場合、居室内の便所、洗面、収納を除く有効面積で宜しいでしょうか。	1つの居室(定員1人の場合)の床面積は、内法寸法で10.65㎡以上としてください。その際、居室内の便所及びクローゼット収納は除きます。居室内に洗面がある場合は面積に含んで構いません。
7	補助金は、大阪府老人福祉施設等整備費補助金を申請可能という認識でよろしいでしょうか。	申請可能です。ただし、必ずしも交付が受けられるとは限らないことに留意した上で、無理のない資金計画を立ててください。
8	大阪府老人福祉施設等整備費補助金に関して、必ずしも補助を受けられるとは限らないことは認識しておりますが、補助金の内容は、施設整備・開設準備・前払い賃料の3つの補助という認識で間違いないでしょうか。	大阪府老人福祉施設等整備費補助金に関しては、申請者において、当該補助金交付要綱等を十分にご確認の上、申請手続きを行ってください。
9	令和9年3月31日までに整備を行い、運営を開始する事業計画であること。とありますが、令和9年3月1日で指定を取り、3月1日から事業開始の必要があるという認識で問題ないでしょうか。	「令和9年3月31日までに整備を行い、運営を開始する事業計画であること」が要件ですので、必要があれば、3月1日に事業運営を開始していただいて構いません。(指定介護老人福祉施設の指定権者は大阪府です。) なお、やむを得ず事業開始が遅れる可能性がある場合は、その旨を提出書類「事業開始までのスケジュール(任意様式)」に、具体的な理由とあわせて記載してください。
10	夜間看護の体制への対応に努めること。とありますが、24時間看護師を配置する必要があるという認識でしょうか。	24時間の看護職員配置は必須ではありませんが、オンコール体制の構築や医療機関との連携等により、急変時や看取り期等の医療ニーズに対して、十分に対応できるよう努めてください。